

## 第24回議会改革検討協議会 議事録（要点筆記）

【日 時】平成29年5月26日(金) 10時開会

【委 員】溝口委員長、林副委員長、池辺委員、貫野委員、野田委員、森下委員、草刈委員、村岡議長

【職 員】櫻井事務局長、里見次長、近藤課長補佐 日出山係長、

### [協議事項]

#### 1、市議会BCPについて

○泉大津市議会における災害発生時の対応要領（案）について議会運営委員会へ報告することを全委員で確認。

#### 2. 申し合わせ事項の見直しについて

全ての項目を委員長読み上げ確認する。

- ① 議会諸役員の任期について（1年→2年）
- ② 予算決算の選出委員について選出基準の見直しをしては
- ③ 委員会協議会の資料の取り扱い等の項目について
- ④ 会派に属さない議員の予算・決算の取り扱いについて
- ⑤ 政務活動費でのクレジットカード払いやポイントの在り方について
- ⑥ 定期購読費の書籍について改選時の取り扱いについて

#### 3. その他

議会改革度ランキング1－300位の中に泉大津は入っていない。

議会改革度調査を参照し、申し合わせ事項の見直しと並行して進めて行く。

#### 持ち帰り案件

- ① 提案のあった分をまとめ会派で検討
- ② 他提案分も会派内で検討する
- ③ 議会改革度調査に当てはまるものを確認しておく

次回日程：7月6日（木） 午前10：00～

## ○泉大津市議会における災害発生時の対応要領（案）

### （趣旨）

第1条 この要領は、泉大津市において自然災害や人的災害等が発生したときに、泉大津市議会が泉大津市災害対策本部（以下「市対策本部」という。）と連携し、災害対策活動を支援するとともに、議員自らが迅速かつ適切な対応を図るため、別紙行動基準表に明記すると共に必要な事項を定めるものとする。

### （本部の設置）

第2条 泉大津市議會議長（以下「議長」という。）は、自然災害や人的災害等により非常配備B号（全職員参集）に基づく市対策本部が設置された場合、これに協力するため、発災から概ね2日以降に泉大津市議会内に泉大津市議会災害対策支援本部（以下「本部」という。）を設置することができる。

### （本部の構成）

第3条 本部は、本部長、副本部長、本部役員及び本部員をもって構成する。  
2 本部長は、議長をもって充て、本部の事務を総括し、本部役員及び本部員を指揮監督する。  
3 副本部長は、副議長をもって充て、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。  
4 本部役員は、各会派代表をもって充て、本部長及び副本部長を補佐するとともに、本部の事務に従事する。  
5 本部員は、本部長、副本部長及び本部役員を除く全ての議員をもって充て、本部長の命を受け本部の事務に従事する。

### （本部の任務）

第4条 本部は、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 市対策本部から災害情報の報告を受け、情報提供を行うこと。
- (2) 災害情報を収集・整理したものを、市対策本部に提供すること。
- (3) 被災地及び避難所等の調査を行うこと。
- (4) 必要に応じて国・府等への要望を行うこと。
- (5) その他、本部長が必要と認める事項に関するここと。

### （議員の対応）

第5条 議員の対応は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 自らの安否及び居所又は連絡場所を本部に報告し、連絡体制を確立すること。
- (2) 本部より情報の提供を受けること。
- (3) 各地域における被災地及び避難所等での情報収集を行い、必要に応じて本部へ報告すること。

- (4) 各地域における活動に協力すること。
- (5) 各地域において被災者に対する相談及び助言等を行うこと。

(議会事務局の対応)

第6条 議会事務局の対応は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事務局長は、市対策本部の会議等に出席し、情報収集に努めるとともに、本部へ情報提供を行う。
- (2) 事務局職員は、本部の業務に従事する。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則 この要領は、平成〇〇年〇月〇日から施行する。

## 別紙 行動基準表（案）

## 初動期（発災から概ね 24 時間）

時 期	会議開催中		
	議会	議員	議会事務局職員
発災直後 ↓ 概ね 24 時間	・会議の休会又は散会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全確保</li> <li>・待機又は退庁</li> <li>・家族の安否確認</li> <li>・地域の被災状況等の把握・情報提供</li> <li>・災害時の地域活動への協力・支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全確保</li> <li>・議員、傍聴者の安全確認</li> <li>・被災状況の確認</li> <li>・家族の安否確認</li> <li>・議員からの情報集約</li> <li>・市災害対策本部出席 (議会事務局長)</li> </ul>

時 期	会議非開催中			
	議会	議員	議会事務局職員	
			勤務時間中	平日夜間、土日祝
発災直後 ↓ 概ね 24 時間		<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全確保</li> <li>・家族の安否確認</li> <li>・地域の被災状況等の把握・情報提供</li> <li>・災害時の地域活動への協力・支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全確保</li> <li>・議員の安全確認</li> <li>・被災状況の確認</li> <li>・家族の安否確認</li> <li>・市災害対策本部出席 (議会事務局長)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全確保</li> <li>・家族の安否確認</li> <li>・議会事務局への参集</li> <li>・議員の安否確認</li> <li>・被災状況の確認</li> <li>・議員からの情報集約</li> <li>・市災害対策本部出席 (議会事務局長)</li> </ul>

## 中期（発災から概ね 2~7 日）

時 期	議会	議員	議会事務局職員
概ね 2 日 ↓ 概ね 7 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対策支援本部の設置</li> <li>・災害対策支援本部の活動</li> <li>・市災害対策本部との連携</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の被災状況等の把握・情報提供（初動期から継続）</li> <li>・災害時の地域活動への協力・支援（初動期から継続）</li> <li>・災害対策支援本部への参集</li> <li>・市民への情報提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対策支援本部の運営補助</li> <li>・報道対応</li> <li>・議員からの情報集約</li> <li>・市災害対策本部出席 (議会事務局長)</li> </ul>

後期（発災から概ね 8 日以降）

時 期	議会	議員	議会事務局職員
概ね 8 日以降	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対策支援本部の活動（中期から継続）</li> <li>・関係機関等への働きかけ</li> <li>・復旧・復興への関与</li> <li>・議案の審議</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の被災状況等の把握・情報提供（初動期から継続）</li> <li>・災害時の地域活動への協力・支援（初動期から継続）</li> <li>・災害対策支援本部への参集（中期から継続）</li> <li>・市民への情報提供（中期から継続）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対策支援本部の運営補助（中期から継続）</li> <li>・議会再開</li> <li>・報道対応（中期から継続）</li> <li>・議員からの情報集約</li> <li>・市災害対策本部出席（議会事務局長）</li> </ul>